

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日は、その翌日)

目 次

- ◇告 示 字の区域の変更(四件)(地方課)
- 字の区域の変更等(二件)(〃)
- 土地改良法による換地処分(六件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による天神野地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を

生ずる。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成元年九月一日現在の地番による。)

大字松河原字深
マタ平

大字松河原字深マタ平のうち九七の五及びこれと一体をなす国有地以外の区域

大字松河原字横
峰

大字松河原字横峰のうち一〇六の七、一〇六の九、一〇六の二〇、一〇六の二一から一〇六の一八まで、一〇六の一九から一〇六の二一までの一部、一〇六の二三の一部、一〇六の二九の一部、一〇六の三七の一部、一〇六の三六の一部、一〇六の三七二の一部、一〇六の三八三の一部、一〇六の三八四の一部、一〇六の四五五から一〇六の四五七までの一部、一〇六の四六〇の一部、一〇六の四六一の一部、一〇六の四六三の一部、一〇六の四六七の一部、一〇六の四六八の一部、一〇六の七九一の一部、一〇六の七九二から一〇六の七九四まで、一〇六の七九五の一部、一〇六の八四五の一部、一〇六の八六五の一部、一〇六の八六六から一〇六の八六八まで、一〇六の八七一、一〇六の八七八から一〇六の九〇一まで、一〇六の九〇二の一部、一〇六の一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字松河原字長尾一二二の六、一二二の七、一一三の一、一一三の五、一一四の一、一一四の三、一一四の六、一一四の七、一一五の四、一一五の五、一一五の八から一一五

<p>大字松河原字長尾</p>	<p>の二二まで、一一五の一九から一一五の二四まで、一一五の二六から一一五の三〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七の一と一体をなす国有地の一部 大字松河原字大島一九の五、一一九の六、一一九の一から一一九の一四まで 大字泰久寺字下野辺七七二の一三の二、七七二の一〇の二、七七二の一〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字松河原字大島</p>	<p>大字松河原字長尾のうち一一二の六、一一二の七、一一三の二、一一三の五、一一四の二、一一四の三、一一四の六、一一四の七、一一五の四、一一五の五、一一五の八から一一五の二二まで、一一五の一九から一一五の二四まで、一一五の二六から一一五の三〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字松河原字後口谷奥</p>	<p>大字松河原字大島のうち一一九の五、一一九の六、一一九の二から一一九の一四まで以外の区域 大字松河原字後口谷奥のうち一一二の二、一一二の五、一一二の六、一一二の九から一一二の一三まで、一一二の一三から一一二の一七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二の一三から一一二の一六まで、一一二の七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字泰久寺字大谷</p>	<p>大字泰久寺字大谷のうち七六八の二、七六八の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字泰久寺字下野辺</p>	<p>大字松河原字横峰一〇六の二九の一部、一〇六の四五五から一〇六の四五七までの一部、一〇六の四六〇の一部、一〇六の四六一の一部、一〇六の四六三の一部、一〇六の四六七の一部、一〇六の四六八の一部、一〇六の七九一の一</p>
<p>大字泰久寺字中峰</p>	<p>部、一〇六の七九二から一〇六の七九四まで、一〇六の七九五の一部、一〇六の八六五の一部、一〇六の八六六から一〇六の八六八まで、一〇六の八七一、一〇六の八九八から一〇六の九〇一まで及びこれらと一体をなす国有地 大字松河原字後口谷奥一一二の二、一一二の五、一一二の六、一一二の九から一一二の一三まで、一一二の一三から一一二の一七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二の一三から一一二の一六まで、一一二の七と一体をなす国有地の一部 大字泰久寺字下野辺のうち七七二の一三の一部、七七二の八の一部、七七二の一〇から七七二の二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字泰久寺字中峰七七三の一四、七七三の一五、七七三の二一、七七三の四二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字泰久寺字中峰</p>	<p>大字松河原字横峰一〇六の七、一〇六の九、一〇六の一〇、一〇六の二二から一〇六の一八まで、一〇六の一九から一〇六の二一までの一部、一〇六の二三の一部、一〇六の三六七の一部、一〇六の三六八の一部、一〇六の三七二の一部、一〇六の三八三の一部、一〇六の三八四の一部、一〇六の八四五の一部、一〇六の九〇二の一部、一〇六の一〇二六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字泰久寺字大谷七六八の二、七六八の六及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字泰久寺字下野辺七七二の八の一部、七七二の一〇の一部、七七二の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字泰久寺字中峰のうち七七九の六の一部、七七九の七の一部、七七九の一六から七七九の一八までの一部、七七九の一九、七八〇の二の一部、七八〇の六、七八〇の七、七八〇の八から七八〇の一〇までの一部、七八〇の一四の一部、七九二の一の一部、七九二の二の一部、七九二の三、七九二の四の一部、七九四の一、七九四の二及びこれらと</p>

<p>大字泰久寺字立石谷</p>	<p>大字泰久寺字立石谷のうち八二一の二の二及び八二一の二と一体をなす国所有地並びに八二一の二と一体をなす国所有地</p>
<p>大字泰久寺字狼谷</p>	<p>大字泰久寺字狼谷のうち七九五の二から七九五の三まで、七九六の二から七九六の九まで、七九七の二、七九七の三、八〇〇の二、八〇〇の三、八〇一の二から八〇一の五まで、八〇二の二から八〇二の五まで、八〇三の二から八〇三の六まで及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>
<p>大字泰久寺字狼谷平ラ</p>	<p>大字泰久寺字狼谷平ラのうち八二二の二、八二二の三、八二二の四、八二二の五から八二二の七まで、八二二の八、八二二の九、八二二の二九から八二二の三三まで及びこれらと一体をなす国所有地並びに八二二の二と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>
<p>大字泰久寺字立石谷</p>	<p>大字泰久寺字立石谷のうち八二一の二の二及び八二一の二と一体をなす国所有地並びに八二一の二と一体をなす国所有地</p>
<p>大字泰久寺字後口野</p>	<p>大字泰久寺字立石谷八二一の二の一部 大字泰久寺字後口野のうち八二三の一五の一部、八二三の一六の一部、八二三の四五の一部、八二三の一〇〇から八二三の一〇四まで、八二三の一八四の一部、八二三の一八五の一部、八二三の二〇〇及びこれらと一体をなす国所有地並びに八二三の一六、八二三の六六と一体をなす国所有地の一部以外の区域</p>
<p>大字泰久寺字上野辺</p>	<p>大字泰久寺字中峰七七九の六の一部、七七九の七の一部、七七九の二六から七七九の二八までの一部、七七九の二九、七八〇の二の一部、七八〇の六、七八〇の七、七八〇の八から七八〇の二〇までの一部、七八〇の二四の一部、七九四の二及びこれらと一体をなす国所有地 大字泰久寺字狼谷七九五の二から七九五の三まで、七九六の二から七九六の九まで、七九七の二、七九七の三、七九七の四、八〇〇の二、八〇〇の三、八〇一の二から八〇一の五まで、八〇二の二から八〇二の五まで、八〇三の二から八〇三の六まで及びこれらと一体をなす国所有地 大字泰久寺字立石谷八二一の二と一体をなす国所有地の一部 大字泰久寺字後口野八二三の一〇〇から八二三の一〇四まで、八二三の一八四の一部、八二三の二〇〇及びこれらと一体をなす国所有地 大字泰久寺字上野辺のうち八三七の三、八三七の四の一部、八三七の八の一部、八三七の一〇、八三八の一から八三八の四までの一部、八三八の六の一部、八三九の一部、八四〇の二の一部、八四〇の三の一部、八四一の二の一部、八四一の三の一部、八四一の四の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p>

<p>大字泰久寺字大坪塚八四七の二の一部、八四七の三、八四七の六の一部、八四七の七の一部、八五〇の三の一部、八五〇の四、八五〇の五の一部、八五一の一の一部、八五一の三、八五一の四、八五一の六の一部、八五一の七の一部、八五二の三の一部、八五二の四、八五二の五、八五二の六の一部、八五二の七、八五二の八、八五二の九から八五二の一までの一部、八五三の二の一部、八五三の三の一部、八五三の四の一部、八五三の五から八五三の八まで、八五三の九の一部、八五三の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字泰久寺字中峰七八〇の二の一部、七九二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字泰久寺字大坪塚のうち八四七の二の一部、八四七の三、八四七の六の一部、八四七の七の一部、八五〇の三の一部、八五〇の四、八五〇の五の一部、八五一の一の一部、八五一の三、八五一の四、八五一の六の一部、八五一の七の一部、八五二の三の一部、八五二の四、八五二の五、八五二の六の一部、八五二の七、八五二の八、八五二の九から八五二の一までの一部、八五三の一の一部、八五三の三の一部、八五三の四の一部、八五三の五から八五三の八まで、八五三の九の一部、八五三の一〇の一部、八五五の一、八五五の二、八五五の五の一部、八五五の六、八五五の七、八五五の九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字泰久寺字不动坂八七七の一〇、八七七の一、八七八の八及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字泰久寺字不动坂八七七の一〇、八七七の一、八七八の八及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字泰久寺字堤谷頭八八七の一、八八七の三、八八七の七、八八八の一から八八八の七まで、八八九の一から八八九の七</p>

<p>大字泰久寺字不动坂</p>	<p>三までの一部、八八九の四、八八九の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字泰久寺字不动坂</p>	<p>大字泰久寺字中峰七九二の二の一部、七九二の三、七九二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字泰久寺字不动坂</p>	<p>大字泰久寺字不动坂のうち八七七の一〇、八七七の一、八七八の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字泰久寺字堤谷頭</p>	<p>大字泰久寺字上野辺八三七の三の一部、八三七の四の一部、八三七の一〇及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第二百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ

る天神野地区第六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成元年十月二日現在の地番による。)

志津字伊賀松ノ
上

志津字伊賀松ノ上の全域
志津字仙隠八八五の一四の一部、八八五の一五の一部、八八五の一六の一部、八八五の一八、八八五の二五の一部、八八五の二七の一部、八八五の四二の一部、八八五の四四の一部、八八五の五一の一部、八八五の五二、八八五の五三の一部、八八五の五九の一部、八八五の七四の一部、八八五の七五の一部、八八五の一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八五の一から八八五の三まで、八八五の六、八八五の一五と一体をなす国有地の一部

志津字仙隠

志津字仙隠のうち八八五の一四の一部、八八五の一五の一部、八八五の一六の一部、八八五の一八、八八五の二五の一部、八八五の二七の一部、八八五の四二の一部、八八五の四四の一部、八八五の五一の一部、八八五の五二、八八五の五三の一部、八八五の五九の一部、八八五の七四の一部、八八五の七五の一部、八八五の一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八八五の一から八八五の三まで、八八五の六、八八五の一五と一体をなす国有地の一部以外の区域

尾田字東谷

尾田字東谷の全域
尾田字盗人谷三二二の七四から三二二の七八までの一部、

尾田字盗人谷

三二二の九二の一部及びこれらと一体をなす国有地
尾田字盗人谷のうち三二二の七から三二二の九までの一部、三二二の七四から三二二の七八までの一部、三二二の八八から三二二の九〇までの一部、三二二の九二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

尾田字二子塚

尾田字盗人谷三二二の七から三二二の九までの一部、三二二の八八から三二二の九〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地
尾田字二子塚の全域

鴨河内字焼林

鴨河内字焼林のうち一九四一の二の一部及び一九三四の一四、一九三七の二と一体をなす国有地以外の区域
鴨河内字中尾尻一九四二の一四の一部、一九四二の四五の一部、一九四二の四八の一部、一九四二の五〇の一部、一九四二の五三、一九四二の七〇の一部、一九四二の五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

鴨河内字中尾尻

鴨河内字焼林一九四一の二の一部及び一九三四の一四、一九三七の二と一体をなす国有地の一部
鴨河内字中尾尻のうち一九四二の一四の一部、一九四二の四五の一部、一九四二の四八の一部、一九四二の五〇の一部、一九四二の五三、一九四二の七〇の一部、一九四三の五〇の一部、一九四五の七の一部、一九四五の三四四の一部、一九四五の三八五の一部、一九四五の三八六の一部、一九四五の三八九の一部、一九四五の三九〇の一部、一九四五の三九一、一九四五の四〇五の一部、一九四五の四三五、一九四八の六二の一部、一九四八の六三の一部、一九四八の七二の一部、一九四八の七三、一九四八の八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九四五の二と一体をなす国有地以外の区域

<p>鴨河内字柳谷</p>	<p>鴨河内字中尾尻一九四五の三八五の一部、一九四五の三八六の一部、一九四五の三八九の一部、一九四五の三九〇の一部、一九四五の三九一、一九四五の四〇五の一部、一九四八の六二の一部、一九四八の六三の一部、一九四八の七二の一部、一九四八の七三及びこれらと一体をなす国有地 鴨河内字柳谷のうち一九八〇の四の一部、一九八五の四の一部、一九八五の三の一部、一九八五の四の一部、一九八六の六まで、一九八六の七の一部、一九八六の八の一部、一九八七の三の一部、一九八七の四の一部、一九八七の六の一部、一九八七の二の一部、一九八七の一八の一部、一九八七の一九、一九八七の三六の一部、一九八七の三九の一部、一九八八の八から一九八八の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>鴨河内字西中尾</p>	<p>鴨河内字中尾尻一九四五の七の一部 鴨河内字西中尾のうち二八三五の六の一部、二八三五の七、二八三五の一八から二八三五の二〇まで、二八三五の三八、二八三五の四〇、二八三五の四一の一部、二八三五の八二、二八三五の八九、二八三五の一〇三、二八三五の一〇四以</p>

<p>外の区域</p>	<p>鴨河内字仙隠 鴨河内字中尾尻一九四五の三四四の一部、一九四五の四三五、一九四八の八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九四五の二と一体をなす国有地 鴨河内字西中尾二八三五の一八、二八三五の一九の一部、二八三五の二〇の一部、二八三五の三八の一部、二八三五の四〇、二八三五の八二の一部、二八三五の八九、二八三五の一〇三、二八三五の一〇四の一部 鴨河内字仙隠の全域</p>
-------------	--

鳥取県告示第二百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による北谷地区第四工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>森字曲り坂</p>	<p>森字山ノ平</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>
<p>森字曲り坂のうち一二の一部、一二の一、一二の二、一三の一部、一六の一部、一七の一部、一七の一、一七の二、一七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>森字谷口三二、三二の一、三三、三四から三六までの一部、三六の一の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>森字荒堀二六二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二六二の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>森字少田二六九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二六九の一、二六九の次一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>森字山ノ平の全域</p> <p>森字曲り坂二二の一部、二二の一、二二の二、一三の一部、一六の一部、一七の一部、一七の一、一七の二、一七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>森字出口三〇七の一の一部、三〇八の一の一部、三〇八の二の一部、三〇九の二の一部、三二〇の一、三二〇の三、三二〇の五から三二〇の八まで、三二〇の二〇、三二〇の三一、三二一の三、三二一の四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>森字大ジキ三一四の二、三一四の三、三一四の五から三一四の七まで、三一五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>同上の区域(平成元年八月一日現在の地番による。)</p> <p>中野字安歩戸谷の全域</p> <p>森字岡平ル三八〇の一部、三八一の一部、三八二の一部、四一九の次二の一部、四一九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>森字安歩戸平五四九の二一六</p>
<p>森字コクイ平</p>	<p>森字コクイ</p>	<p>森字谷口</p>
<p>森字コクイ平六七の一、六八の一から六八の五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>森字谷口三八の三の一部</p> <p>森字コクイのうち四三の一部、四四の一の一部、四四の二、四四の三の一部、四四の五から四四の七まで、四五の一の一部、四五の二の一部、四六から四八までの一部、五四の一の一部、五五の一から五五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>森字コクイ平五六の一部、五六の一の一部、五七の一、五七の二の一部、五八の一、五八の二、五九、五九の次一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>森字下前田二二六の次一の一部、二二七の一部、二三五の一部、二三六、二三六の一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>森字荒堀二五三の一部、二五三の一の一部、二六〇の二の一部、二六〇の三の一部、二六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>森字コクイ峰四七四の四の一部</p>	<p>森字三反田二九三の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>森字出口三〇四の一の一部、三〇四の二、三〇四の五、三〇六の二、三〇六の三の一部、三〇七の一の一部、三〇七の二、三〇七の三、三〇八の一の一部、三〇八の二の一部、三〇八の三、三〇八の四、三〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>森字谷口のうち三二、三二の一、三三、三四から三六までの一部、三六の一の一部、三七の一部、三八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>森字荒堀二六一の一部、二六二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>森字曲り坂平四三四の二、四三四の三</p> <p>森字椋谷四三七の四</p>

森字向田	れらと一体をなす国有地 森字向田のうち七八、七九の二、八〇の三と一体をなす国有地以外の区域 森字上向八四の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
森字上向	森字上向のうち八四の一の一部、一一六の二の一部、一一七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 森字イノフ五〇〇の三、五〇二の三、五〇二の四 大河内字小黒見三の一部、三の次一の一部及びこれらと一体をなす国有地
森字上垣内	森字上垣内のうち一四五の一部、一四五の一の一部、一四五の二の一部、一四六、一四七の一部、一四八の一部、一四九、一五〇の一部、一五一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 森字下ケ市一五四の一部及びこれと一体をなす国有地 森字古屋敷五一〇の三
森字下ケ市	森字上垣内一四五の一部、一四五の一の一部、一四五の二の一部、一四六、一四七の一部、一四八の一部、一四九、一五〇の一部、一五一の一部及びこれらと一体をなす国有地 森字下ケ市のうち一五四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
森字上前田	森字コクイ平六四の一部、六六の一部、六六の次一、六七、六七の二、六八の六及びこれらと一体をなす国有地 森字上前田のうち二二一から二二三までの一部、二二四、
森字下前田	二二五の一の一部、二二五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 森字下前田二二八の一部、二二九の一部、二三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 森字コクイ五四の一の一部、五五の一から五五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 森字コクイ平五六の一部、五六の一の一部、五七の二の一部、六〇から六三まで、六四の一部、六六の一部及びこれらと一体をなす国有地 森字上前田二二一から二二三までの一部、二二四、二二五の一の一部、二二五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 森字下前田のうち、二二六の次一の一部、二二七から二二九までの一部、二三〇の一の一部、二三五の一部、二二六、二二六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 森字コクイ峰四七四の四の一部、四七五の二、四七六の四、四七六の五
森字荒堀	森字コクイ四三の一部、四四の一の一部、四四の二、四四の三の一部、四四の五から四四の七まで、四五の一の一部、四五の二の一部、四六から四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地 森字荒堀のうち二五三の一部、二五三の一の一部、二五六の一部、二五七の一部、二五八の一部、二五九の一部、二六〇の一から二六〇の四までの一部、二六一、二六二の一、二六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 森字少田二六三の一部、二六四の一部、二六五の一の一部、二六六の一部及びこれらと一体をなす国有地
森字少田	森字荒堀二五六の一部、二五七の一部、二五八の一部、二五九の一部、二六〇の一から二六〇の四までの一部、二六一の一部、二六二の一の一部、二六二の二及びこれらと一

	<p>体をなす国有地 森字少田のうち二六三の一部、二六四の一部、二六五の一部、二六六の一部、二六九の一部、二六九の次一、二六九の二の一部、二七〇の一部、二七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 森字三反田二八二の一部、二八三の一部、二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>森字三反田</p>	<p>森字荒堀二六二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 森字少田二六九の一部、二六九の次一、二六九の二の一部、二七〇の一部、二七一の一部及びこれらと一体をなす国有地 森字三反田のうち二八二の一部、二八三の一部、二八四の一部、二九三の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 森字出口三〇四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>森字谷田</p>	<p>森字谷田の全域 森字岡平ラ三三九の一、三三九の三の一部、三三九の四の一部 森字岡平ラ五四六の三 森字安歩戸平五四九の四、五四九の四二、五四九の四六、五四九の五〇</p>
<p>森字出口</p>	<p>森字出口のうち三〇四の一、三〇四の二、三〇四の五、三〇六の二、三〇六の三、三〇七の一から三〇七の三まで、三〇八の一から三〇八の四まで、三〇九の二、三一〇の一、三一〇の三、三一〇の五から三一〇の八まで、三一〇の一〇、三一〇の次一、三一〇の三、三一〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>森字大ジキ</p>	<p>森字大ジキのうち三一四の二、三一四の三、三一四の五から三一四の七まで、三一五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>森字岡平ル</p>	<p>森字岡平ルのうち三三九の一、三三九の三の一部、三三九の四の一部、三八〇から三八二までの一部、四一九の次二の一部、四一九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>森字曲り坂平</p>	<p>森字曲り坂平のうち四三三の二、四三四の三以外の区域</p>
<p>森字椋谷</p>	<p>森字椋谷のうち四三七の四以外の区域</p>
<p>森字コクイ峰</p>	<p>森字コクイ峰のうち四七四の四、四七五の二、四七六の四、四七六の五以外の区域</p>
<p>森字イノフ</p>	<p>森字イノフのうち五〇〇の三、五〇二の三、五〇二の四以外の区域</p>
<p>森字古屋敷</p>	<p>森字古屋敷のうち五一〇の三以外の区域</p>
<p>森字岡平ラ</p>	<p>森字岡平ラのうち五四六の三以外の区域</p>
<p>森字安歩戸平</p>	<p>森字安歩戸平のうち五四九の四、五四九の四二、五四九の四六、五四九の五〇、五四九の一六以外の区域</p>
<p>大河内字小黒見</p>	<p>大河内字小黒見のうち三の一部、三の次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大河内字小黒見六一九の二、六二二の二、六二二の三及びこれらと一体をなす国有地 森字上向一一六の二の一部、一一七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大河内字小黒見

大河内字小黒見のうち六一九の二、六二一の二、六二二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による溝口（富江）地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成元年十一月十五日現在の地番による。）
富江字谷清水田	富江字谷清水田の全域
富江字清水田平	富江字清水田平六四九の一部、六五二の一部
富江字清水田平	富江字清水田平のうち六四九の一部、六五二の一部以外の区域

鳥取県告示第三百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宝谷地区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成元年十一月十三日現在の地番による。）
印賀字古市上ミ道下タ	印賀字古市上ミ道下タのうち八六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
印賀字仲村	印賀字古市上ミ道下タ八六の一と一体をなす国有地の一部 印賀字仲村のうち八七の一の一部、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
印賀字古市道下タ	印賀字仲村八七の一の一部、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇と一体をなす国有地の一部 印賀字古市道下タのうち一〇七の一の一部、一〇八の一部、一〇九の一の一部、一一三の三及びこれらと一体をなす国有地

<p>宝谷字糠谷原上 ミヨリ五番堀</p>	<p>宝谷字ハゲノ前 部、一〇〇五の四以外の区域 宝谷字糠谷原上ミヨリ五番堀一〇一一の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>宝谷字ハゲノ上 ミ</p>	<p>宝谷字ハゲノ上ミのうち九八七の二、九八八の一、九八九の一以外の区域</p>	<p>宝谷字経塚原大 道下タ下モノ堀</p>	<p>宝谷字経塚原大道下タ下モノ堀のうち九二二の二、九二二の三、九二二の二から九二二の五まで、九二三の二から九二三の四まで、九二九の九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>宝谷字経塚原大 道ノ下上ミ堀</p>	<p>宝谷字経塚原大道ノ下上ミ堀のうち八七三の一、八七七の二から八七七の四まで、八七八の二から八七八の八まで以外の区域</p>	<p>印賀字上ミ寺田</p>	<p>有地以外の区域</p>	<p>印賀字古市道下タ一〇七の一の一部、一〇八の一部、一〇九の一の一部、一一三の三及びこれらと一体をなす国有地 印賀字上ミ寺田の全域</p>	<p>有地以外の区域</p>
<p>宝谷字糠谷原上 ミヨリ四番堀</p>	<p>宝谷字糠谷原上ミヨリ四番堀のうち一〇三三の一部、一〇三四の一部、一〇二六の一部、一〇二七、一〇二八から一〇三〇までの一部、一〇三一、一〇三二、一〇三三の一部、一〇三三の二の一部、一〇三四の二の一部、一〇三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>宝谷字糠谷原上 ミヨリ式番堀</p>	<p>宝谷字糠谷原上ミヨリ式番堀</p>	<p>宝谷字糠谷原上 ミヨリ四番堀</p>	<p>宝谷字糠谷原上ミヨリ四番堀のうち一〇四六の二の一部、一〇四九の二の一部、一〇五〇の二の一部、一〇五一の二の一部、一〇五二の二の一部、一〇五二の三、一〇五二の四、一〇五四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>宝谷字糠谷原上 ミヨリ四番堀</p>	<p>宝谷字糠谷原上ミヨリ四番堀のうち一〇四六の二の一部、一〇四九の二の一部、一〇五〇の二の一部、一〇五一の二の一部、一〇五二の二の一部、一〇五二の三、一〇五二の四、一〇五四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>宝谷字糠谷原上 ミヨリ四番堀</p>	<p>宝谷字糠谷原上ミヨリ四番堀一〇四四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>宝谷字糠谷原上 ミヨリ四番堀</p>	<p>宝谷字糠谷原上ミヨリ四番堀一〇四四と一体をなす国有地の一部</p>

<p>宝谷字糠谷原上 ミヨリ壱番堀</p>	<p>三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 宝谷字糠谷原上ミヨリ壱番堀のうち一〇六八の一部、一〇六九の一部、一〇七六の一部、一〇七六の二、一〇七六の四、二〇七七の一部、一〇七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 宝谷字糠谷原上ミヨリ壱番堀一〇八四の一部、一〇八五の一部、一〇八六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>宝谷字ヌミ谷ノ 上ミ</p>	<p>宝谷字経塚原大道ノ下上ミ堀八七三の一 宝谷字糠谷原上ミヨリ壱番堀一〇六八の一部、一〇六九の一部、一〇七六の一部、一〇七六の二、一〇七六の四、一〇七七の一部、一〇七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 宝谷字糠谷原上ミヨリ壱番堀のうち一〇八三の一部、一〇八四の一部、一〇八四の三の一部、一〇八五の一部、一〇八六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>宝谷字平石井手 ノ下モ堀</p>	<p>宝谷字ヌミ谷ノ上ミ一〇二の二の一部、一一〇三の二の一部、一一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地 宝谷字平石井手下モノ端一一〇七の二の一部、一一〇八 宝谷字平石井手ノ下モ堀のうち一一〇〇の一部、一一一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 宝谷字平石井手ノ下モ堀一一〇〇の二の一部、一一一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>宝谷字平石井手 下タ川端</p>	<p>宝谷字平石井手下タ川端のうち一一四六、一一四八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>宝谷字平石井手 上へ道下タ</p>	<p>宝谷字平石井手上へ道下タのうち一一四九の二の一部、一一五三の二の一部、一一五四の二、一一五五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>宝谷字平石</p>	<p>宝谷字平石井手下タ川端一一四六、一一四八と一体をなす国有地の一部 宝谷字平石井手上へ道下タ一一四九の二の一部、一一五三の二の一部、一一五四の二、一一五四の二、一一五五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四九の二と一体をなす国有地の一部 宝谷字平石のうち一一六一の二の一部及び一一六一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 宝谷字座頭原一一六三の二の一部</p>
<p>宝谷字座頭原</p>	<p>宝谷字平石一一六一の二の一部及び一一六一の二と一体をなす国有地の一部 宝谷字座頭原のうち一一六三の二の一部以外の区域</p>
<p>宝谷字糠谷山</p>	<p>宝谷字糠谷山のうち一一七三の四から一一七三の六まで以外の区域</p>
<p>宝谷字ソリ田</p>	<p>宝谷字糠谷原上ミヨリ壱番堀一〇八三の二の一部、一〇八四の二の一部、一〇八四の三の一部、一〇八五の二の一部、一〇八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 宝谷字ソリ田のうち一一八八の二の一部、一一八九の二の一部、一一八九の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一八七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>宝谷字荒神下モ井手上へ</p>	<p>宝谷字荒神下モ井手上へ一〇三の二から一〇三の七まで、一〇四の二から一〇四の四まで、一〇六の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六、一一一と一体をなす国有地の一部 宝谷字荒神前道下タ下モ堀一二一六の四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>宝谷字荒神前井手下タ</p>	<p>宝谷字荒神前井手下タのうち一二一五の一以外の区域</p>
<p>宝谷字荒神前道下タ下モ堀</p>	<p>宝谷字ソリ田一一八八の一部、一一八九の一の一部、一一八九の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一八七の三と一体をなす国有地の一部 宝谷字荒神下モ井手上へ一一一一と一体をなす国有地の一部 宝谷字荒神前井手下タ一二一五の一 宝谷字荒神前道下タ下モ堀のうち一二一六の一の一部、一二一六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 宝谷字屋根ヶ谷一二三四の一部及びこれと一体をなす国有地 宝谷字荒神前下タ上ミノ堀一二四四の一の一部及び一二四四の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>宝谷字川向金屋子脇</p>	<p>宝谷字糠谷山一一七三の四から一一七三の六まで 宝谷字川向金屋子脇の全域 宝谷字屋根ヶ谷一二三三から一二三三まで、一二三四から一二三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>宝谷字屋根ヶ谷</p>	<p>宝谷字屋根ヶ谷のうち一二三三から一二三三まで、一二三四から一二三七までの一部、一二四二の一部、一二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 宝谷字荒神前下タ上ミノ堀一二四四の一と一体をなす国有地の一部 宝谷字ヘイボケ谷一二四五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>宝谷字荒神前下タ上ミノ堀</p>	<p>宝谷字荒神前道下タ下モ堀一二一六の一の一部 宝谷字屋根ヶ谷一二四二の一部、一二四三の一部 宝谷字荒神前下タ上ミノ堀のうち一二四四の一の一部及び一二四四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>宝谷字ヘイボケ谷</p>	<p>宝谷字ヘイボケ谷のうち一二四五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>宝谷字宮ノ前道下タ</p>	<p>宝谷字宮ノ前道下タのうち一二五五の四以外の区域</p>
<p>宝谷字三反田</p>	<p>宝谷字宮ノ前道下タ一二五五の四 宝谷字三反田のうち一二七六の一の一部、一二八〇の一部及び一二七三の一、一二七三の四、一二七三の六、一二七三の九、一二七三の二〇、一二七六の一、一二七八、一二八〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 宝谷字糠谷林一二八二の三 宝谷字山ノ神廻り一二九七の一部、一二九八の一部及びこれらと一体をなす国有地 宝谷字堂ノ前一二三〇の一の二の一部、一二三〇六の一部、一二三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>宝谷字糠谷林</p>	<p>宝谷字糠谷林のうち一二八二の三以外の区域</p>

宝谷字山ノ神廻	宝谷字三反田一二八〇の一部及び一二八〇と一体をなす国有地の一部 宝谷字山ノ神廻りのうち一二九七の一部、一二九八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宝谷字堂ノ前	宝谷字三反田一二七六の一部及び一二七六の一、一二七八と一体をなす国有地の一部 宝谷字堂ノ前のうち一三〇一の二の一部、一三〇六の一部、一三〇七の一部、一三二三の一部、一三一四から一三一六までの一部、一三一七、一三一八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宝谷字井ノ奥谷	宝谷字堂ノ前一三二三の二の一部、一三一四から一三一六までの一部、一三一七、一三一八及びこれらと一体をなす国有地 宝谷字井ノ奥谷のうち一三一九と一体をなす国有地の一部以外の区域 宝谷字荒神ノ下タ一三四〇と一体をなす国有地の一部
宝谷字井上林	宝谷字井上林のうち一三三四の一〇以外の区域
宝谷字荒神ノ下タ	宝谷字荒神ノ下タのうち一三四一の二、一三四二の二、一三四三の三、一三四四の二、一三四四の三、一三四五の一、一三四八の二、一三四八の三、一三四九の一から一三四九の三まで、一三五〇の二、一三五二の一から一三五二の三まで、一三五三の二から一三五三の五まで、一三五四の二から一三五四の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一三四〇、一三四一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
宝谷字ハケノマ	宝谷字三反田一二七三の一、一二七三の四、一二七三の六、一二七三の九、一二七三の一〇と一体をなす国有地の一部 宝谷字井上林一三四一の一〇 宝谷字荒神ノ下タ一三四一の二、一三四二の二、一三四二の三、一三四四の二、一三四四の三、一三四五の一、一三四八の二、一三四八の三、一三四九の一から一三四九の三まで、一三五〇の二、一三五二の一から一三五二の三まで、一三五三の二から一三五三の五まで、一三五四の二から一三五四の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一三四一の一と一体をなす国有地の一部
宝谷字仲田	宝谷字ハケノマエ一三六一の一部、一三六二の一の一部、一三六二の三の一部、一三六三の一部 宝谷字仲田のうち一三八二の一部及び一三八八の一、一三八八の二、一三八九の三、一三八九の四、一三八九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 宝谷字谷中尻一四三二の一の一部
宝谷字ビクニ屋敷	宝谷字ビクニ屋敷のうち一三九九の二から一三九九の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宝谷字谷中尻	宝谷字仲田一三八八の一、一三八八の二、一三八九の三、一三八九の四、一三八九の一と一体をなす国有地の一部 宝谷字谷中尻のうち一四三二の一の一部以外の区域
宝谷字谷中鉦床ノ向	宝谷字谷中鉦床ノ向のうち一四四八、一四四九と一体をなす

<p>す国有地の一部以外の区域 宝谷字谷中鉦床一四五四の二の一部、一四五四の二の一部、一四五五の二の一部、一四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四五〇の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>宝谷字谷中鉦床ノ向一四四八、一四四九と一体をなす国有地の一部 宝谷字谷中鉦床のうち一四五四の二の一部、一四五四の二の一部、一四五五の二の一部、一四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四五〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
---	---

称 廃止する字の名称
宝谷字糠谷原上ミヨリ三番堀、宝谷字平石下モノ端

鳥取県告示第三百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による佐木谷地区第一工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>福寿実字奥田 福寿実字赤坂七四七の一部、七四九の一部 福寿実字荒神ノ前七六二と一体をなす国有地の一部 福寿実字樋ノ口七七二の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>福寿実字赤坂 福寿実字赤坂のうち七四七の一部、七四九の一部以外の区域</p>	<p>福寿実字荒神ノ前 福寿実字荒神ノ前のうち七七〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七六二、七七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>福寿実字樋ノ口 福寿実字荒神ノ前七七〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七六二と一体をなす国有地の一部 福寿実字樋ノ口のうち七七二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七七二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 福寿実字良貞開八〇四の一部 福寿実字樋ケ谷八一九の一部、八二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>福寿実字良貞開 福寿実字樋ノ口七七二の一部及びこれと一体をなす国有地 福寿実字良貞開のうち八〇四の一部以外の区域</p>	<p>福寿実字樋ケ谷 福寿実字荒神ノ前七七〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七七〇と一体をなす国有地の一部 福寿実字樋ノ口七七二の一部及びこれと一体をなす国有地 福寿実字樋ケ谷のうち八一九の一部、八二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>福寿実字至沢 福寿実字至沢のうち九一七の二の一部以外の区域 福寿実字虫尾鉄ケ谷九三六の一部</p>
--------------------	--	---	---	--	---	--	--

福寿実字才ヶ峠 奥	福寿実字至沢九一七の二の一部 福寿実字才ヶ峠奥の全域 福寿実字虫尾鉄穴ヶ谷九三六の一部
福寿実字虫尾鉄 穴ヶ谷	福寿実字虫尾鉄穴ヶ谷のうち九三六の一部以外の区域
福寿実字鉄穴ヶ 谷山	福寿実字鉄穴ヶ谷山のうち九五六の二の一部、九五六の四 の一部以外の区域 福寿実字鉄穴ヶ谷九九六の一部及びこれと一体をなす国有 地
福寿実字子レケ 床	福寿実字子レケ床のうち九六九の二の一部、九六九の二の 一部以外の区域 福寿実字下虫尾九七〇の二の一部及び九七〇の一と一体を なす国有地の一部 佐木谷字藤塔ノ向四七一、四七二から四七四までの一部、 四七五の二の一部、四七五の二の一部及びこれらと一体を なす国有地 佐木谷字藤塔井手ヨリ上ミ四七八の二の一部及びこれと一 体をなす国有地
福寿実字下虫尾	福寿実字下虫尾のうち九七〇の二の一部及び九七〇の一と 一体をなす国有地の一部以外の区域
福寿実字鉄穴ヶ 谷	福寿実字鉄穴ヶ谷山九五六の二の一部、九五六の四の一部 福寿実字鉄穴ヶ谷のうち九九六の一部及びこれと一体をな す国有地以外の区域
福寿実字虫尾尻	福寿実字虫尾尻の全域 福寿実字出水原一〇五一の一部、一〇五七の二の一部及び これらと一体をなす国有地
福寿実字出水原	福寿実字虫尾本谷一〇七三の一部、一〇七四、一〇七五の 一、一〇七五の二及びこれらと一体をなす国有地 福寿実字虫尾山一三四五の一八の一部
福寿実字虫尾本 谷	福寿実字出水原のうち一〇五一の一部、一〇五七の二の一 部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福寿実字虫尾山一三四五の六〇の一部
福寿実字川平尻	福寿実字川平尻のうち一〇九一、一〇九二の一部及びこれ らと一体をなす国有地以外の区域
福実字苦塔	福寿実字苦塔の全域 福寿実字虫尾山一三四五の二一から一三四五の二三までの 一部
福寿実字川平堀	福寿実字川平尻一〇九一、一〇九二の一部及びこれらと一 体をなす国有地 福寿実字川平堀の全域
福寿実字川西尻 道下七	福寿実字川西尻道下七の全域 福寿実字虫尾山一三四五の三〇の一部、一三四五の六六の 一部
福寿実字古屋敷 川西	福寿実字古屋敷川西のうち一一九四、一一九五と一体をな す国有地の一部以外の区域
福寿実字古屋敷	福寿実字古屋敷川西一一九四、一一九五と一体をなす国有

<p>福寿実字峠ノ塔 尻</p>	<p>福寿実字峠ノ塔</p>	<p>福寿実字四ツ別 レノ上ミ</p>	<p>福寿実字四ツ別 レノ下モ</p>	<p>道下タ</p>
<p>福寿実字四ツ別レノ上ミ一二三八のの一の一部、一二三九の 一の一部、一二四〇の一部、一二四一の一部、一二四二、 一二四三の、一二四四のの一部及びこれらと一体をな す国有地 福寿実字峠ノ塔一二六二の一部及び一二六二と一体をなす</p>	<p>福寿実字四ツ別レノ上ミ一二四〇の一部、一二四四のの一 一部及び一二四〇と一体をなす国有地の一部 福寿実字峠ノ塔のうち一二六二の一部及び一二六二と一体 をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>福寿実字四ツ別レノ上ミのうち一二三八の、一二三九の 一、一二四〇から一二四二まで、一二四三の、一二四四 の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>福寿実字四ツ別レノ下モのうち一二二五のの一の一部以外の 区域 福寿実字四ツ別レノ上ミ一二三八のの一の一部、一二三九の 一の一部、一二四〇の一部、一二四一の一部及びこれらと 一体をなす国有地 福寿実字峠ノ塔尻一二六五のの一の一部及びこれと一体をな す国有地並びに一二六四、一二六五の、一二六五の二と 一体をなす国有地の一部 福寿実字井手下タ堀一二六六の一部、一二六七の一部及び これらと一体をなす国有地 福寿実字曾根先一二六八、一二六九、一二七一から一二七 三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 福寿実字大新田一二七四の一部</p>	<p>地の一部 福寿実字古屋敷道下タの全域 福寿実字大新田一二七五のの一の一部及び一二七五の一と一 体をなす国有地の一部</p>
<p>福寿実字セマト</p>	<p>福寿実字八通田</p>	<p>福寿実字荒神ノ 下モ</p>	<p>福寿実字大新田</p>	<p>国有地の一部 福寿実字峠ノ塔尻のうち一二六五のの一の一部及びこれと一 体をなす国有地並びに一二六四、一二六五の、一二六五 の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福寿実字セマト堀のうち一三二一、一三二二の一部及びこ</p>	<p>福寿実字曾根先一二七一から一二七三までの一部及びこれ らと一体をなす国有地 福寿実字大新田一二七四の一部 福寿実字前田一二八五の一部、一二八六及びこれらと一体 をなす国有地の一部 福寿実字荒神ノ下モ一二八八の、一二八九の、一二八 九の二と一体をなす国有地の一部 福寿実字八通田の全域 福寿実字セマト堀一三一一の一部、一三二二の一部及びこ れらと一体をなす国有地</p>	<p>福寿実字荒神ノ下モのうち一二八八の、一二八九の、 一二八九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>福寿実字大新田のうち一二七四の一部、一二七五のの一の 一部及び一二七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 福寿実字前田一二八五の一部及び一二八五と一体をなす国 有地の一部</p>	<p>福寿実字古屋敷川西一九四と一体をなす国有地の一部 福寿実字四ツ別レノ下モ一二二五のの一の一部 福寿実字井手下タ堀一二六六の一部、一二六七の一部及び これらと一体をなす国有地 福寿実字曾根先一二七三の一部及びこれと一体をなす国有 地 福寿実字大新田のうち一二七四の一部、一二七五のの一の 一部及び一二七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 福寿実字前田一二八五の一部及び一二八五と一体をなす国 有地の一部</p>

堀	れらと一体をなす国有地以外の区域
福寿実字奥鑑	福寿実字セマト堀一三二一の一部及びこれと一体をなす国有地 福寿実字奥鑑の全域
福寿実字虫尾山	福寿実字虫尾山のうち一三四五の一八の一部、一三四五の二一から一三四五の二三までの一部、一三四五の三〇の一部、一三四五の六〇の一部、一三四五の六六の一部以外の区域
佐木谷字藤塔ノ向	佐木谷字藤塔ノ向のうち四七一、四七二から四七四までの一部、四七五の二の一部、四七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
佐木谷字藤塔井手ヨリ上ミ	佐木谷字藤塔井手ヨリ上ミのうち四七八の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 福寿実字子レケ床九六九の二の一部、九六九の二の一部 福寿実字下虫尾九七〇の二の一部及び九七〇の二と一体をなす国有地の一部
廃止する字の名	福寿実字井手下夕堀、福寿実字曾根先、福寿実字前田

鳥取県告示第三百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に

より告示する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第四工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る溝口（富江）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る宝谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事

業に係る佐木谷地区第一工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次